

鈴鹿市職員の単身赴任手当の支給に関する規則及び鈴鹿市職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 3 0 号

鈴鹿市職員の単身赴任手当の支給に関する規則及び鈴鹿市職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

(鈴鹿市職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成 2 7 年鈴鹿市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(やむを得ない事情) 第 2 条 給与条例第 29 条第 1 項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 配偶者 <u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 (2)～(5) 略 (権衡職員の範囲等) 第 5 条 給与条例第 29 条第 3 項の <u>規則で定めるやむを得ない事情は、第 2 条に規定するやむを得ない事情とする。</u>	(やむを得ない事情) 第 2 条 給与条例第 29 条第 1 項 <u>及び第 3 項の</u> 規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 (2)～(5) 略 (権衡職員の範囲等) 第 5 条 給与条例第 29 条第 3 項の <u>任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員とな</u>

2 給与条例第29条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(5) 略

(6) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「第2条」とあるのを「前項」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により給料

った者とする。

2 給与条例第29条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2)～(6) 略

(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第25号）の適用を受ける職員、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあ

表の適用を受ける職員となった者に限る。)

(7) 略

(届出)

第7条 新たに給与条例第29条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届(第1号様式)により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。第3項及び次条において同じ。)に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第8条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第29条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなけれ

るのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員(人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。)

(8) 略

(届出)

第7条 新たに給与条例第29条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届(第1号様式)により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 略

(確認及び決定)

第8条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第29条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなけれ

ばならない。前条第3項に規定する場合に
おいても、同様とする。

2 略

(支給の始期及び終期)

第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与条例第29条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

ばならない。

2 略

(支給の始期及び終期)

第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与条例第29条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

3 第1項ただし書の規定は、単身赴任手当

	<u>の月額を増額して改定する場合について準用する。</u>
--	--------------------------------

(鈴鹿市職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正)

第2条 鈴鹿市職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則（令和5年鈴鹿市規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則 <u>（改正後の鈴鹿市職員の単身赴任手当の支給に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置）</u> <u>9 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、鈴鹿市職員の単身赴任手当の支給に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、鈴鹿市職員給与条例（昭和24年鈴鹿市条例第57号）第29条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員とする。</u> <u>（1） 令和3年改正地公法附則第4条第1項、第5条第1項若しくは第2項、第6条</u>

第1項又は第7条第1項若しくは第2項の規定による採用（令和5年旧地公法第28条の2第1項の規定により退職した日（令和5年旧地公法第28条の3又は令和3年改正地公法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び令和5年旧地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項、令和3年改正地公法附則第4条第1項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項又は第7条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

（2） 令和3年改正地公法附則第4条第2項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項又は第7条第3項若しくは第4項の規定による採用（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日（同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項、第22条の5第1項若しくは第2項、令和3年改正地公法附則第4条第2項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項又は第7条第3項若しくは第4項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

10 令和3年改正地公法附則第4条第2項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2

(補則) <u>2</u> 附則第3項から第8項まで及び第12項から第14項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。	<u>項又は第7条第3項若しくは第4項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する第10条の規定による改正後の鈴鹿市職員の単身赴任手当の支給に関する規則第5条第2項の適用については、同項第1号中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第2項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項又は第7条第3項若しくは第4項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。</u> <u>11</u> この規則の施行の日前に、第10条の規定による改正前の鈴鹿市職員の単身赴任手当の支給に関する規則第5条第2項第1号に該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。 (補則) <u>15</u> 附則第3項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の第5条第2項第6号の規定は、この規則の施行の日

前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。